
平成29年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成29年6月23日(金)

1. 議事日程第4号

平成29年6月23日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 議案の撤回
 - 第 3 追加議案の上程
 - 第 4 町長の提案理由の説明
 - 第 5 追加議案の質疑
 - 第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 7 討論
 - 第 8 採決
 - 第 9 議員発議
 - ・議会基本条例の制定について
 - ・意見書(案)の提出について
 - 第10 特別委員会の設置について
 - 第11 特別委員会の委員の選任について
 - 第12 議員派遣について
 - 第13 委員会の継続審査及び調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 議案の撤回
- 日程第 3 追加議案の上程
- 日程第 4 町長の提案理由の説明
- 日程第 5 追加議案の質疑
- 日程第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 7 討論

- 日程第 8 採決
- 日程第 9 議員発議
- ・議会基本条例の制定について
 - ・意見書（案）の提出について
- 日程第 10 特別委員会の設置について
- 日程第 11 特別委員会の委員の選任について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 委員会の継続審査及び調査について

出席議員（14名）

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10 番	秦 時 雄
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	河 野 博 文

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総 合 戦 略 室 長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基 地 対 策 室 長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福 祉 保 健 課 長	本 松 豊 美
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建 設 水 道 課 長	梅 木 良 政
建 設 水 道 課 水 道 室 長	穴 井 智 志	農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 林 民 也

農林業振興課 参事	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子
監 査 委 員	河 野 好 美	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

上 程 議 案

- 議案第60号 くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約について
報告第2号 専決処分の報告について（その1）
（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

日程第1 日程変更について

○議 長（河野博文君） 日程第1、日程変更について議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長中川英則君。

○議会運営委員長（中川英則君） おはようございます。

町長より議案の撤回について及び追加議案の申し出がありましたので、本日、午前9時より議会運

営委員会を開催しましたので、その協議の結果について報告いたします。

議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回案件並びに追加上程案件、議案第60号、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約について及び報告第2号、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

その結果、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回並びに追加議案第60号及び報告第2号については、性格上、また喫緊を要する案件であります。本日、お手元にお配りしています日程表のとおり日程を追加し、上程、議案質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、本日の日程の中に議員発議及び特別委員会の設置について議題としております。どうか趣旨を御理解いただき、慎重なる御審議をお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果について報告を終わります。

○議 長（河野博文君） ただいま議会運営委員会委員長より、委員会協議の結果について報告がありました。お手元にお配りしてあります日程表のとおり変更することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については変更することになりました。

日程第2 議案の撤回

○議 長（河野博文君） 日程第2、議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回について議題とします。

町長から、議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回について、理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

平成29年第3回玖珠町議会定例会に提案しておりました議案につきまして、その撤回をいたしたくお願い申し上げましたところ、日程変更のお取り計らいと御配慮いただきましたこと、まことにありがとうございます。

具体的には、今議会定例会に上程しております議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）につきまして、撤回をいたしたく、お願い申し上げます。

議案第57号撤回の理由につきまして御説明申し上げます。

6月5日に開催されました全員協議会並びに6月7日の本会議、議案質疑において、議員の方々から多くの御質問をいただきました。

玖珠町といたしましては、今回の権利の放棄に関し、権利の相手方及び2名の連帯保証人の資産等

について任意で調査を実施し、その結果、相手方及び連帯保証人には弁済資力はなく、支払い督促の手続でその訴訟等（所有財産の強制執行等）を実施しても、その執行費用以上の債権回収は見込めない状況であると判断し、7月20日に消滅時効の成立を迎えることから、今定例会が最後の機会ということで、議案の上程を決断したところでございます。

しかしながら、調査が玖珠町独自の任意のものであるため、さらなる住民の皆様に対する説明責任を果たせる方策の必要性などについて改めて考慮した結果、現段階で権利の放棄をすることは適切ないと判断し、今般、第57号議案を撤回することといたしました。

一旦、議案を提出したにもかかわらず撤回することになり、深くおわびを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、以上のような事情を御賢察の上、議案第57号の撤回についてよろしくお取り計らいをいただくよう、お願い申し上げます。

○議長（河野博文君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）の撤回についてを許可することに決しました。

日程第3 追加議案の上程

○議長（河野博文君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第60号、報告第2号の2案件については、本日の日程の中で上程及び質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第60号、報告第2号までの2案件については上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

山本事務局長。

○議会事務局長（山本五十六君） 議案第60号、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約について。

報告第2号、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）。

以上です。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（河野博文君） 日程第4、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほど議案の撤回に御同意いただきまして、ありがとうございます。

本日、平成29年第3回玖珠町議会定例会に追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、上程のための御配慮をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日御提案申し上げます追加議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

水色の表紙の追加議案集の1ページをお開きください。

議案第60号は、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約についてでございます。

本議案は、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約を、末宗・園田特定建設工事共同企業体、代表構成員、大分県宇佐市大字和気1023番地、株式会社末宗組、代表取締役末宗信市、その他の構成員、大分県玖珠郡玖珠町大字綾垣1538番地、有限会社園田組、代表取締役園田真一と締結するため、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約金額は1億166万400円、これは消費税を含むものでございます。なお、工期は平成29年11月30日までとなっております。

本追加議案は、入札及び請負契約に係る諸事情が6月中旬に集中したことに伴い、早期に工事の発注を行いたいため提出するもので、また、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集（追加）の1ページから3ページに関係資料及び工事概要並びに工事場所などの図面を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集の2ページをお開きください。

報告第2号は、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）でございます。

本議案は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

議案の概要につきましては、次のとおりでございます。

町営住宅施設管理者である玖珠町は、平成29年2月に、漏水が認められた水道管の修理を行いました。修理後の3月分の使用料を翌4月に検針し、この3月分の使用量と修理前を比べると、修理前の使用量が大きく漏水が原因であったことが明らかになったので、平成24年1月から平成29年3月の間、超過分の町水道使用料について、町営住宅施設管理者として損害の賠償を行うものでございます。

平成29年6月8日、相手方である玖珠町大字塚脇554番地、吉元 昇氏と損害賠償金15万2,904円を補償することで合意したので、地方自治法第180条第1項及び同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

今定例会に追加提案いたしますのは、請負契約の締結案件1件、専決処分案件1件の計2件でございます。

以上、平成29年第3回玖珠町議会定例会に追加上程させていただく議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

日程第5 追加議案の質疑

○議長（河野博文君） 日程第5、追加議案の質疑を行います。

最初に、議案第60号、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約について、質疑はありますか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終了します。

次に、報告第2号、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）、質疑はありますか。

3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 3番大野です。

現在、同じ町営住宅にはほかの住民は住宅を借りているのか、伺います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） この団地は2棟4戸の住宅でありまして、他の入居者もでございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 町営住宅でありますので同じ時期に建てられたと思いますが、再発を防ぐような調査を行ったのか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） このような大きな漏水が今回初めて出ました。それも、小さな漏水からだんだんと年月がたって経過した中での漏水だったということで、発覚がおくれたということでございます。

水道のほうは毎月検針を行っておりますが、その中では発覚がなかったということで、住宅の管理者としまして今後、定期的に水道のメーターの確認をしていくということで確認しておりますが、今回の発覚後、すぐに老朽した住宅の一部を確認したところでございます。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

- 3 番（大野元秀君） はい。
- 議 長（河野博文君） ほかにございませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 報告第2号の質疑を終了いたします。

日程第6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

- 議 長（河野博文君） 日程第6、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長大野元秀君。

- 総務文教民生常任委員長（大野元秀君） おはようございます。

総務文教民生常任委員会報告を行います。

平成29年第3回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案1件、請願1件について、6月16日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告いたします。

付託案件の審査に先立ち、あわせて所管事務調査として久留島武彦記念館の現地調査を行い、開館後の状況について担当者から説明を受けました。調査終了後、委員会次第により審査を行いました。

1 議案第58号 平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,364万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,364万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、日本遺産認定に伴う日本遺産発信推進事業費の追加及びその他行政運営における緊急性の高い必要経費について追加計上したものですとの説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

（問）歳入21款5項3目雑入の返戻金1,498万8,000円の捉え方について伺う。

（答）通常の返戻金とは性質が異なるため雑入（収入）として計上しています。

（問）日本遺産推進協議会への補助金の中津市側の負担割合について伺う。

（答）中津市だけで5,000万円、同じような計上をしています。

（問）歳出6款1項4目畜産業費の155万5,000円はカウベルランド内の建物の登記を行うものとの説明だが、全ての建物の登記を行うのか。

（答）カウベルランド用地内の登記対象となる建物全てとなります。

（問）土地の持ち主が違うわけだが登記できるのか。

（答）登記するため土地に入る許可を土地の持ち主にいただくことができれば、土地の持ち主が違っていても建物の登記は可能です。

（問）何十年もたってなぜ今登記するのか。また、地主の承諾はとらなくてもよいのか。

(答) 建物を建設した当時も、不動産登記法には登記について国や地方自治体は免除されていたため、登記する必要はありませんでしたが、弁護士にも相談する中で、玖珠町のものとして主張していくために、法的な根拠となる登記は必要だと判断しました。

地権者には立ち入りの許しを得なければ建物の測量に入れなため、補正予算が認められたら登記のための立ち入りについて話を行う考えです。

(問) 日本遺産推進協議会事業補助金1,498万8,000円の内容について。

(答) 栖鳳楼眺望再生事業と旅行券発行事業等を含めた分になります。中津市との共同事業は計上していません。

(問) 日本遺産推進協議会事業の具体的な中身について。

(答) 栖鳳楼眺望再生事業は三島公園から栖鳳楼が見えにくいため、杉などを伐採するものです。旅行券については、耶馬溪へは交通の便が悪いため、レンタカーやタクシー利用時の一部を補助するものとなります。

(問) ヒアリングの中で難しいとの説明だが、予算を落とされた場合どう対応するのか。

(答) 文化庁の担当者から別事業で申請してはどうかとの意見が出ていますので、今回落とされたとしても事業的には別メニューがあると聞いています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 請願第1号 少人数学級推進・複式解消など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1還元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

3 所管事務調査 久留島武彦記念館の状況調査について

4月28日のオープン以降5月末までに約1,480人の来場があり、PRにはホームページを活用しつつ、全国童話人協会と連携し全国発信に取り組んでいます。今後は10月と年明けに企画展を計画しているとのことでした。

委員より検討事項として、グラウンドの水はけが悪い点や、駐車場からの坂道に手すりが必要ではないかといった意見が出されました。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案1件、請願1件について、審査結果の報告及び所管事務調査の報告を終わります。

○議 長(河野博文君) 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長中尾 拓君。

○産業建設まちづくり常任委員長（中尾 拓君） 皆さん、おはようございます。

産業建設まちづくり常任委員会報告をいたします。

平成29年第3回玖珠町議会定例会におきまして、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案2件につきまして、6月16日、執行部出席のもと、全員で審査を行いました。

書類審査に先立ちまして、玖珠工業団地の現地調査を行い、進捗状況及び造成計画等について説明を受けたところでございます。

調査終了後、委員会次第によりまして審査を行いました。

1 議案第56号 玖珠町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

本案は、指定立地企業に対する助成措置の重複を防止するため、条例の一部を改正するものであります。

主な質疑応答は次のとおりでございます。

（問）町内の既存の企業が工業団地に立地する場合も適用になるのか。

（答）移転で新規立地と同じ取り扱いになります。

（問）どのような企業が立地するか、県より報告があったか。

（答）県は、大阪事務所、東京事務所を通じさまざまな企業にアプローチを行っているとは伺っていますが、具体的な報告までには至っていないところでございます。

（問）助成は、企業の規模、雇人数などにより決まるのか。また固定資産税の免除等は決めているのか。

（答）設備投資の10% 1億5,000万円を上限に助成、固定資産税の免除は、5年間の助成（3年間は免除、2年間は助成）であります。雇用については、1人当たり10万円で限度額を500万円と考えております。

（問）条例の字句の表現に問題はないのか。

（答）条例の字句については、法制室と協議を行っており、施行規則で具体的に示しますので問題はないと考えます。また、予算を提案するとき要綱等も示し、具体的に説明を行います。

（問）町内の小規模企業が工業団地に立地する可能性はあるのか。

（答）県の方針として1工区、2工区に分譲を考えており、細分化して販売する考えはありません。将来の課題にはなるかもしれませんという答えがございました。

（問）助成制度は、他町村に比べて遜色はないのか。雇用の創出、定住問題、経済波及効果も視野に検討すべきと思うが。

（答）財政的な問題もあり、今の時点ではこのような助成制度を考えています。将来的に変更の可能性もありますが、予算の段階で議会への説明も十分行ってまいります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第59号 平成29年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

本案は、水道室設置に伴う増員により、人件費を増額するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 1名分の人件費なのか。

(答) 1名分の人件費です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案2件について、審査結果の報告を終わります。

以上でございます。

○議長(河野博文君) 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第7 討論

○議長(河野博文君) 日程第7、これより討論を行います。

議案第56号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 議案第58号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 議案第59号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 議案第60号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 次に、請願第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

日程第 8 採決

○議 長（河野博文君） 日程第 8、これより採決を行います。

最初に、議案第56号、玖珠町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、平成29年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、くす星翔中学校建設事業開発造成工事の請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第1号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、請願第1号は、採択することに決しました。

日程第9 議員発議

- ・ 議会基本条例の制定について
- ・ 意見書（案）の提出について

○議長（河野博文君） 日程第9、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第2号及び発議第3号が提出されています。

これを直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

最初に、発議第2号、玖珠町議会基本条例の制定について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君）

発議第2号

平成29年6月23日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者	玖珠町議会議員	廣澤俊幸
賛成者	々	小幡幸範
々	々	高田修治
々	々	秦時雄
々	々	宿利忠明
々	々	松本真由美
々	々	中尾拓

玖珠町議会基本条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

町民に信頼され、存在感のある議会を築くため、議会の基本理念を定め、町民福祉の向上と町の発展に資するため、この基本条例を制定するものです。

この条例は、平成29年7月1日から施行します。

なお、条文につきましては第1章目的から第10章最高規範性及び見直し手続となっておりますが、詳細につきましては既に説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第2号、玖珠町議会基本条例の制定について、別に反対の意見もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、本条例は可決されました。

次に、発議第3号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 発議第3号。

玖珠町議会。

議長 河野博文殿。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書（案）の提出について、説明を申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっており、学校現場における課題が複雑化・困難化し、少人数教育の推進を含む計画的な教員定数改善などの施策が必要であります。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要で、一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教

育環境を実現するためには、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

しかし現状は、義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられています。教育の機会均等の観点から見ても、自治体や財政力や保護者の所得の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。こうした理由などから、政府に対し意見書を提出するつもりであります。

詳細についてはお手元に配付しております意見書（案）を御参照いただき、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。着席ください。

よって、本意見書（案）は可決されました。

日程第10 特別委員会の設置について

○議長（河野博文君） 日程第10、特別委員会の設置について議題といたします。

議会広報特別委員会において、当面する課題、諸問題について調査研究するため、7名で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会については、7名で構成する特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任のために、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

△

午前10時42分 再開

○議長（河野博文君） 再開します。

日程第11 特別委員会の委員の選任について

○議長（河野博文君） 日程第11、特別委員会の委員の選任について議題といたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議会広報特別委員会の委員に1番中尾 拓君、2番松本真由美君、3番大野元秀君、4番小幡幸範君、5番松下善法君、7番廣澤俊幸君、9番宿利忠明君の7名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を議会広報特別委員会の委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

△

午前10時44分 再開

○議長（河野博文君） 再開します。

ただいま設置されました議会広報特別委員会委員長に9番宿利忠明君、副委員長に2番松本真由美君が互選されました。

よって、委員会において互選されましたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

日程第12 議員派遣について

○議 長（河野博文君） 日程第12、議員派遣について議題といたします。

今定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣の件についてのとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議 長（河野博文君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

委員会の閉会中の継続審査及び調査について、各委員会の委員長から、委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中においてもなお継続審査及び調査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

お手元にお配りいたしました各委員長からの申出書のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査及び調査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所管事務及び審査中の事件について継続審査及び調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成29年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

最初に、諸般の報告をさせていただきます。

6月9日、第17回玖珠郡合同防災訓練が玖珠川河川敷で実施されました。今回は大規模地震を想定したもので、防災関係機関の応急対策の迅速化並びに参加機関相互の緊密な連携の確立を図り、防災体制の充実強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、18団体が参加し、さまざまな訓練を行いました。今回の訓練を生かし、住民の安全・安心の確保に向けて、今後の防災と災害発生時における迅速な災害対応に努めてまいります。

同じく、16日から19日にかけて、メルヘンの森スポーツ公園及び九重町いきいきランド多目的グラウンドにおいて第39回全九州高等学校ホッケー競技大会兼全国高等学校総合体育大会ホッケー競技九州地区予選会が開催されました。大分県代表として、男女とも玖珠美山高等学校が出場し、男子は4位となり惜しくも出場権を逃しましたが、女子は3位決定戦で鹿児島県代表の川薩清修館高等学校に勝利し、玖珠美山高等学校開設以来初となるインターハイの出場権を獲得することができました。7月から8月にかけて山形県で行われる全国大会での活躍を大いに期待したいと思っております。

最後に、町立幼稚園の再編について御報告いたします。

町立玖珠幼稚園につきましては、来年度から園児の募集を停止し、休園することといたしました。この件につきましては、昨年北山田幼稚園が募集停止となったことと同様に、平成18年に玖珠町教育委員会が定めた町立幼稚園再編計画に基づき、入園予定園児数が2年連続して定員の半数15名を割り込んでいることから、来年度以降の園児の募集を停止することとさせていただきます。御案内のとおり、一昨年4月に子ども・子育て支援制度が施行されて以降、町内の認可保育園が認定こども園となり、これまでの幼稚園が担ってきた就学前教育の多くを認定こども園が担っている現状でございます。加えて、同じ玖珠地区にあります市立幼稚園も本年度より認定こども園となり、地域の幼児教育の環境はより充実したものとなっており、来年度以降はこれらの認定こども園が玖珠幼稚園の担ってきた地域ニーズの受け入れ先となると考えております。

また、休園後の玖珠幼稚園の施設につきましては、既に園舎等の一部は塚脇小学校の児童を対象とした町の学童保育事業で活用されており、休園後も地域の児童の安全・安心な居場所として有効活用される見込みとなっております。なお、この件につきましては、今後地域説明会等を実施いたしまして、玖珠幼稚園休園に対する保護者や地域の不安等を解消してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今定例会は、去る5日から本日までの19日間にわたって開催され、条例の一部改正案件1件、補正予算案件2件、請負契約の締結案件1件、報告案件2件の計6議案を上程させていただきました。議員各位には、それぞれの議案につきまして慎重な御審議をいただき、いずれの案件も御承認いただきましたことに対しお礼を申し上げます。また、本議会における議案の取り扱いについて貴重な御意見をいただくとともに格別の御配慮をいただきましたことにつきましても、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

来月7月は玖珠町環境保全月間でございます。本年も、7月2日日曜日に玖珠川河川敷の草刈り清掃を計画しております。また、町内各所でも清掃活動が行われると聞き及んでおり、議員の皆様におかれましても、暑い中での作業になるかと思いますが、多数御参加していただければと思っております。

季節は梅雨の真ただ中でございますが、これまでのところ、例年に比べ雨の少ない状況で推移しております。水田の水確保対策も気になるところでございますが、これから7月に入ると梅雨末期の

集中豪雨が懸念されます。災害に対する対策をしっかりと立て、準備を怠らず、迅速な対応を心がけ、防災を基本に被害を最小限にとどめるよう努力してまいりたいと考えております。

7月中旬以降になりますと梅雨も明け夏本番となり、いよいよ本格的な暑さの時期を迎えます。議員各位におかれましても健康に十分留意され、引き続き町政発展のためお力添えいただくようお願い申し上げます。今議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（河野博文君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第3回定例会は、去る6月5日開会以来、本日まで19日間にわたり、議員各位はもとより執行部におかれましても終始極めて真剣な審議をいただきましたこと、感謝申し上げます。

執行部におかれましては、今定例会の中で出されました質疑・意見・要望に耳を傾け、真摯に受けとめられて、執行に反映されますよう要望いたします。

さて、梅雨の季節に入り、大雨による洪水や土砂災害などの被害が心配されます。

5年前に発生した九州北部豪雨災害では、町内でも多くの被害をもたらしたことを記憶するところでございます。このような災害が発生しないことを祈っているところであります。

気温の変化が著しくなる季節であります。執行部はもとより議員各位には、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において活躍されますことを御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成29年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月23日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中尾拓

署名議員 繁田弘司